

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第一（第三条関係）</p> <p>〔略〕</p>	<p>別表第一（第三条関係）</p> <p>〔同上〕</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</p> <p>第十五条第一項、第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の六第二項、第九十二条第三項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十條第六項及び第三百十八條第二項、第百十五條第一項及び第百五十四條の三第二項において準用する同法第三百七十一條第一項、第百二十八條の二第二項、第百二十九條第四項、第百三十二條第一項、第百三十九條の十第二項において準用</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</p> <p>第十五条第一項、第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項、第八十一条第二項及び第八十二条第二項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の六第二項、第九十二条第三項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十條第六項及び第三百十八條第二項、第百十五條第一項及び第百五十四條の三第二項において準用する同法第三百七十一條第一項、第百二十八條の二第二項、第百二十九條第四項、第百三十二條第一項、第百三十九條の十第二項において準用</p>

	〔略〕	<p>保険業法（平成七年法律第百五号）</p>
<p>する同法第七百三十一条第二項及び第七百三十五条の二第二項、第四百九十九条の十第二項、第四百九十九条の十六第二項、第五百五十五条第五項、第六百六十一条において準用する同法第五百八条第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>		<p>第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法</p>
	〔同上〕	<p>保険業法（平成七年法律第百五号）</p>
<p>する同法第七百三十一条第二項、第四百九十九条の十第二項、第四百九十九条の十六第二項、第五百五十五条第五項、第六百六十一条において準用する同法第五百八条第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>		<p>第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法</p>

第三百七十一条第一項、第五十三條の十七において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四條第一項、第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九條の十一第一項、第五十三條の二十八において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の二第二項（第百九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の三第四項（第百九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一条の八において準用する同法第七百三十一条第二項及び第七百三十五條の二第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第三項及び第八十一条第二項、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一条第二項及び第八百一条第三項（第一号及

第三百七十一条第一項、第五十三條の十七において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三條の二十一において準用する同法第三百九十四條第一項、第五十三條の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九條の十一第一項、第五十三條の二十八において準用する同法第四百十三條第一項、第五十四條の二第二項（第百九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の三第四項（第百九十八條第一項において準用する場合を含む。）、第五十四條の八第一項及び第二項、第六十一条の八において準用する同法第七百三十一条第二項、第七十四條第三項において準用する同法第七十四條第六項、第七十四條第三項（第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五條第三項及び第八十一条第二項、第九十六條の五第三項において準用する同法第七百九十一条第二項及び第八百一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六

び第二号を除く。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八十一条第二項及び第八十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百三十六条の二第一項（第二百十条第一項（二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第六十五条の十三第二項（第六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の十九第一項、第六十五条の二十一第二項（第六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十三条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第九十六条第三項、第二百十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第二百七十二条の四十第

条の九第五項において準用する同法第八十一条第二項及び第八十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百三十六条の二第一項（第二百十条第一項（二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第六十五条の十三第二項（第六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の十九第一項、第六十五条の二十一第二項（第六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第八十条の十七において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十三条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第九十六条第三項、第二百十二条第四項及び第二百三十五条第四項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百七十一条の二十五第三項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含

<p>一項において準用する場合を含む。)、 第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>	<p>〔略〕</p>	<p>資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号)</p> <p>第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の六第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項(第二百五十三條において準用する場合を含む。)、第三百十一条第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八條第一項(第一号に係る部分に限る。)、第九十九条第二項、第二百二條第四項、第二百五條第一項及び第二項、第二百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項(第二百五十三條において準用する場合を含む。))において準用する同法第七百三十一條第二項及び第七百三十五條の二第二項、第七百七</p>
<p>む。)、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号)</p> <p>第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の六第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項(第二百五十三條において準用する場合を含む。)、第三百十一条第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八條第一項(第一号に係る部分に限る。)、第九十九条第二項、第二百二條第四項、第二百五條第一項及び第二項、第二百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項(第二百五十三條において準用する場合を含む。))において準用する同法第四百九十四條第三項及び第四百九十六條第一項、第七百七十九條第一項において準用する同法第五</p>

	<p>十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第一百七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百六十四条第三項及び第四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三条第一項及び第二項</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>別表第四（第八条関係）</p>		<p>〔略〕</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分</p>
	<p>百八条第一項及び第三項、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百六十四条第三項及び第四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三条第一項及び第二項</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>別表第四（第八条関係）</p>		<p>〔同上〕</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>第十五条第二項、第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第七十三条第四項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分</p>

に限る。)、第七十五条第四項、第八十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、及び第四項並びに第八十二条第三項(第一号に係る部分に限る。)、及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第二百二十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第四項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第八十二条の六第三項(第一号に係る部分に限る。)、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。)、並びに第三百十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)、及び第五項、第一百五十一条及び第一百五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第四項、第二百二十八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二百二十八条の三第二項において準用する同法第四百三十三条第三項、第三百三十二条第二項において準用する同法

に限る。)、第七十五条第四項、第八十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、及び第四項並びに第八十二条第三項(第一号に係る部分に限る。)、及び第四項、第七十七条の三第三項において準用する同法第二百二十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第四項、第八十一条の二第二項において準用する同法第八十二条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第八十二条の六第三項(第一号に係る部分に限る。)、第九十二条第四項、第九十四条第一項において準用する同法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。)、並びに第三百十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)、及び第五項、第一百五十一条及び第一百五十四条の三第二項において準用する同法第三百七十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第四項、第二百二十八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二百二十八条の三第二項において準用する同法第四百三十三条第三項、第三百三十二条第二項において準用する同法

<p>「略」</p>	<p>第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第三百三十九條の七において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第三百三十九條の十第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）並びに第四百四十九條第二項（第一号に係る部分に限り、第四百四十九條の六第二項、第四百四十九條の十第三項、第四百四十九條の十一第二項及び第四百四十九條の十六第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>保険業法</p>	<p>第十六條第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七條第四項において準用する場合を含む。）、第十七條の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七條第四項において準用する場合を含む。）、第二十六條第二項（第一号に係る部分に</p>
<p>「同上」</p>	<p>第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第三百三十九條の七において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第三百三十九條の十第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）並びに第四百四十九條第二項（第一号に係る部分に限り、第四百四十九條の六第二項、第四百四十九條の十第三項、第四百四十九條の十一第二項及び第四百四十九條の十六第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>保険業法</p>	<p>第十六條第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七條第四項において準用する場合を含む。）、第十七條の四第二項（第一号に係る部分に限り、第五十七條第四項において準用する場合を含む。）、第二十六條第二項（第一号に係る部分に</p>

限る。)、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項(第一号に係る部分に限る。)、第七十五条第四項及び第八十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条の二第三項(第一号に係る部分に限る。)、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)、第三百十九条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第四十四条の二第三項(第七十七条第六項において準用する場合を含む。))において準用する同法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十四条第二項(第一

限る。)、第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項(第一号に係る部分に限る。)、第七十五条第四項及び第八十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条の二第三項(第一号に係る部分に限る。)、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三百十一条第四項、第三百十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)、第三百十九条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第四十四条の二第三項(第七十七条第六項において準用する場合を含む。))において準用する同法第三百十条第七項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第四項及び第三百十八条第四項(第一号に係る部分に限る。)、第五十三条の十六及び第八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十四条第二項(第一

号に係る部分に限る。)及び第三百七十八号第二項(第一号に係る部分に限る。)、第五十三号の二十一において準用する同法第三百九十四号第二項(第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。)、第五十三号の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九号の十一第二項(第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。)、第五十三号の二十八第六項において準用する同法第四百十三号第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第三項(同法第四百十三号第四項において準用する場合を含む。)、第五十四号の八第三項(第一号に係る部分に限る。)、第六十一条の五において準用する同法第六百八十四号第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、及び第七百三十五号の二第三項(第一号に係る部分に限る。)、第六十九号の二第三項(第一号に係る部分に限る。)

号に係る部分に限る。)及び第三百七十八号第二項(第一号に係る部分に限る。)、第五十三号の二十一において準用する同法第三百九十四号第二項(第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。)、第五十三号の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九号の十一第二項(第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。)、第五十三号の二十八第六項において準用する同法第四百十三号第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第三項(同法第四百十三号第四項において準用する場合を含む。)、第五十四号の八第三項(第一号に係る部分に限る。)、第六十一条の五において準用する同法第六百八十四号第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第六十九号の二第三項(第一号に係る部分に限る。)、及び第五項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四号第三項

及び第五項（第一号に係る部分に限る。）
（第七十四条第三項において準用する
同法第七十四条第七項（第一号に係る部
分に限る。））、第七十四条第三項（第七
十七条第六項において準用する場合を含
む。）において準用する同法第七十五条
第四項及び第八十一条第三項（第一号に
係る部分に限る。））、第八十二条第三項
（第一号に係る部分に限り、第九十六条
の十五において準用する場合を含む。）
、第八十七条第三項（第一号に係る部分
に限る。）及び第五項（第一号に係る部
分に限る。））、第九十六条の五第三項に
おいて準用する同法第七百九十一条第三
項（第一号に係る部分に限る。））、第七
百九十四条第三項（第一号に係る部分に
限る。）及び第八百一条第四項（第一号
に係る部分に限り、同条第六項において
準用する場合を含む。））、第九十六条の
九第五項において準用する同法第八百三
条第三項（第一号に係る部分に限る。）
、第八百十一条第三項（第一号に係る部
分に限り、同条第四項において準用する

において準用する同法第七十四条第七項
（第一号に係る部分に限る。））、第七十
四条第三項（第七十七条第六項において
準用する場合を含む。）において準用す
る同法第七十五条第四項及び第八十一
条第三項（第一号に係る部分に限る。））、
第八十二条第三項（第一号に係る部分に
限り、第九十六条の十五において準用す
る場合を含む。））、第八十七条第三項（
第一号に係る部分に限る。））及び第五
項（第一号に係る部分に限る。））、第九
十六条の五第三項において準用する同法第
七百九十一条第三項（第一号に係る部分
に限る。））、第七百九十四条第三項（第
一号に係る部分に限る。））及び第八百一
条第四項（第一号に係る部分に限り、同
条第六項において準用する場合を含む。）
）、第九十六条の九第五項において準用
する同法第八百三条第三項（第一号に係
る部分に限る。））、第八百十一条第三
項（第一号に係る部分に限り、同条第四
項において準用する場合を含む。））、第八
百十五条第四項（第一号に係る部分に限

場合を含む。）、第八百十五条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第一百一条第一項及び第二項（第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）、第三百三十六條の第二項（第二百十條、第二百七十条の第二項（第二百十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第九百六十五條の第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九百六十五條の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九百六十五條の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第九百六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第九百六十五條の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九百六十五條の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九百六十五條の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第九百六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第九百六十六條第三項（第一号に係る部分に限る

り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九百六十五條の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第九百六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第九百六十六條の十七において準用する同法第四百九十六條

	資産の流動化に関する法律
<p>。)、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第百九十六条第五項(第一号に係る部分に限る。)、第二百二十四条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第二百四十条の七第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二百七十一条の二十五第一項(第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。)、並びに第二百八十五条第二項</p>	<p>第五條第四項及び第十六條第六項において準用する会社法第三十一條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二十八條第三項及び第四十三條第三項において準用する同法第二百五條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第三十八條及び第五十條第一項において準用する同法第百八十二條の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第百八十二條の六第三項(第一号に係る部分に限る。)、第六十三條第三項(第一号に係る部分に限る。)、第六十五條第一項において準用する</p>
	資産の流動化に関する法律
<p>第二項(第一号に係る部分に限る。)、第百九十六条第五項(第一号に係る部分に限る。)、第二百二十四条第三項(第一号に係る部分に限る。)、第二百四十条の七第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二百七十一条の二十五第一項(第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。)、並びに第二百八十五条第二項</p>	<p>第五條第四項及び第十六條第六項において準用する会社法第三十一條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二十八條第三項及び第四十三條第三項において準用する同法第二百五條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第三十八條及び第五十條第一項において準用する同法第百八十二條の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第百八十二條の六第三項(第一号に係る部分に限る。)、第六十三條第三項(第一号に係る部分に限り、第二百五十條第三項において準用する</p>

る同法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五條第二項及び第二百四十五條第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一條第四項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五條第四項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一條第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五條

場合を含む。）、第六十五條第一項において準用する同法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五條第二項及び第二百四十五條第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一條第四項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五條第四項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一條第三項

	<p>の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七十七條第三項において準用する同法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四條第五項、第二百七十五條第五項及び第二百七十九條第三項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七條第一項並びに第二百八十三條第三項</p>
<p>〔略〕</p>	
<p>別表第五（第十條關係）</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>資産の流動化に関する法律 第十六條第六項において準用する会社法第三十一條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第十八條第二項において準用する同法第三十三條第六項、第三十六條第五項において準用する同法第二百七條</p>
	<p>（第一号に係る部分に限る。）、第七十七條第三項において準用する同法第四百九十六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百條第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四條第五項、第二百七十五條第五項及び第二百七十九條第三項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七條第一項並びに第二百八十三條第三項</p>
<p>〔同上〕</p>	
<p>別表第五（第十條關係）</p>	
<p>〔同上〕</p>	<p>資産の流動化に関する法律 第十六條第六項において準用する会社法第三十一條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第十八條第二項において準用する同法第三十三條第六項、第三十六條第五項において準用する同法第二百七條</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>第六項、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）、第五十八条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第二百五条第四項及び第二百六十四条第五項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十条第一項及び第二項</p>
	<p>第六項、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）、第五十八条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第二百五条第四項及び第二百六十四条第五項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十条第一項及び第二項</p>